

令和8年度 地域産品輸出促進助成事業補助金 募集開始のお知らせ（2回目）

県では、県産農林水産物や加工食品の海外販路拡大に必要な経費の一部を補助し、県内生産者等の輸出促進の取組を支援しています。

このたび、令和8年度地域産品輸出促進助成事業補助金の2回目の募集を開始いたします。

交付対象

宮城県内の農林漁業者若しくはその団体、又は食品製造業者若しくはその団体（以下「申請者」）が行う、県産農林水産物等の輸出促進活動に要する経費。

※詳しくは下記「補助対象事業及び補助率等」を御覧ください。

対象経費

- ・ 旅費
- ・ 輸送費
- ・ 委託費（翻訳料、通訳料）
- ・ その他経費（出展小間料等、海外出張使用料（海外用Wi-Fiルーターレンタル料））
- ・ 国際的認証取得費用

※詳しくは交付要綱を御覧ください。

補助対象事業及び補助率等

補助対象事業及び補助率等	補助対象事業	補助上限	補助率
	申請者が海外で開催される商談会等に参加して、現地取引先を開拓する取組。 ※ただし、 <u>一般消費者への販売を伴わないもの</u> とする。	30万円	1/2



交付決定前に着手した経費は、補助対象外となりますのでご注意ください。

詳細は、下記URL又はQRコードから御確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/r8chiikisanpin.html>

※交付要綱、各申請様式、手引き等が掲載されています。



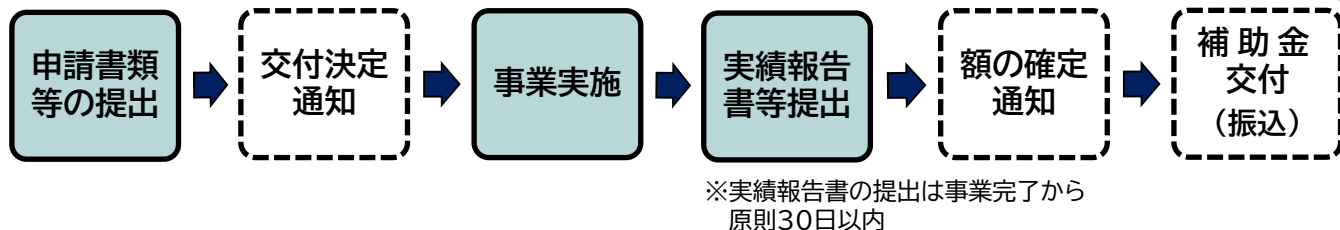
補助金交付までの流れ

申請者が実施

県が実施

令和8年度は、令和7年度に引き続き募集を2回に分けます。

【2回目】補助対象事業が令和9年2月20日(土)までに終了するもの



留意事項

- 補助金の交付対象となるのは、交付決定日から令和9年2月20日(土)までに実施し、必要経費の支払いまで完了した補助対象事業です。
- **補助対象事業の着手(航空券の購入等)は、原則交付決定後に行う必要があります。**
やむを得ない事情等がある場合、「交付決定前着手届」を提出することにより、事前着手が可能となりますが、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自己責任となりますので御注意ください。
- 同一国・地域を対象とした同一の補助対象事業に対し、**3回を超える当該補助金の交付実績がある者、同一年度に当該補助金の交付実績がある者、補助事業に対し他の補助金の交付実績がある者については、今回の補助金は御利用いただけません。**
- 原則として、1回の申請で補助対象となる商談会等は1つとします。ただし、事業者が現地に渡航し、1回の渡航で複数の商談会等に参加する場合は、旅程や商談会等の会期等を確認したうえで、必要かつ合理的と認めるものに限り複数の商談会等にかかる経費を補助対象とします。
- 補助事業が完了したときは、補助事業等の完了から30日を経過した日又は令和9年2月末日のいずれか早い日までに「事業実績書」及び要綱に定める書類(収支決算書、領収書等の写し等)を添えて提出してください。
- 申請等は、下記URL又は右記QRコードからお手続きをお願いいたします。
<https://logoform.jp/form/GQGB/1476147>
- 詳しくは、下記のお問い合わせ先まで御連絡ください。



お問い合わせ先

担 当 部 署：宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室
国際ビジネス推進第二班

住 所：仙台市青葉区本町三丁目8-1

T E L：022-211-2346

F A X：022-268-4639